

たいし 議会だより

第175号

発行／太子町議会 編集／議会広報特別委員会

令和3年3月定例会で決まったこと
8議員が町政を問う (一般質問)
議会のうごき

p 1 ~ p 10
p 11 ~ p 15
p 15 ~ p 16

東日本大震災から10年の節目を迎えました。震災で亡くなられた多くの皆様に改めて哀悼の意を捧げるとともに、被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、新型コロナウイルスに感染された方の1日でも早い快復をお祈り申し上げます。

さて、4月以降、大阪では連日のように東京を上回る感染者数を記録し、医療体制も逼迫しているため、3度目の緊急事態宣言を国に要請しました。

町内での聖火リレーが中止となったことは皆様すでにご承知のとおりです。聖なる灯が竹内街道沿いを駆け抜ける様子を心待ちにされていた住民の皆様には非常に残念なことでございますが、今は皆様の安全安心な暮らしを守ることを第一に考え、適進していく所存です。

太子町議会
議員一同

3月定例会 主要な町政が決まりました

第1回定例会は、3月2日に招集され、3月25日までの24日間にわたって開かれました。

今定例会では、令和3年度予算をはじめ、補正予算、条例改正などについて審議され、すべての議案を可決しました。また、一般質問には、8人の議員が登壇し、活発な議論が交わされました。



2年度 補正予算

会計名	補正額	補正後の総額
一般会計(第9号)	▲7520万2千円	73億5492万9千円
一般会計(第10号)	▲1億2342万8千円	72億3150万1千円
一般会計(第11号)	7075万1千円	73億225万2千円
国民健康保険(第3号)	1055万2千円	14億6960万1千円
介護保険(第3号)	0円	13億5241万3千円
後期高齢者医療(第2号)	695万円	2億2981万8千円

●一般会計(第9号)の専決処分件

- 【内容】新型コロナウイルス感染症対策に係る早急な対応が必要な経費を専決処分した。
- 観光関連施設対策事業 152万円
 - 新入学応援緊急給付金事業 783万円
 - 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 387万6千円 など

●一般会計(第10号)

質疑

問 ALT(外国語指導助手)配置事業の報酬減額となっているが次年度の対応は。

答 昨年の9月にALTの交代を予定していたが、JETから、9月からの配置になるという回答を受けている。

問 飲食店舗開業補助金の申請状況は。

答 2年度の申請は無かった。窓口問合せの内容は、竹内街道沿いでカフェを行いたいという相談などがあつた。

●一般会計(第11号)

質疑

問 幼稚園空調設備更新事業を補正予算に計上している理由は。

答 昨年に空調が故障

し修理を行ったが、今後とも故障が続くことが考えられるため、国へ学校施設環境改善交付金を申請したところ、国の12月補正予算で交付金が出ることが決まり、予算計上を行った。

質疑

【内容】①降格時号給対応表を規定するため改正②一般職給料表等級別基準職務表の職務名称の改正

●国民健康保険 (第3号)

【問】分限処分による降格と本人が望んで降格した場合の違いは。

質疑

【問】一般被保険者高額療養費が、当初見込みの約1割増の要因は。

【答】特定の月だけが増えているのではなく、1年を通し増加しているため、詳しく調査しないと確かな理由を掴めない。内容を精査し、今後にも反映したい。

条例

●一般職の職員の給与に関する条例中改正の件

【問】適正な人事配置を検討している。兼務状態を解消し、部長、課長、課長補佐においても全て配置し、新組織として個々の職員の業務量のバランスも含めて適正な配置を行う。

●国民健康保険条例中改正の件

【内容】3年度から医療分保険料の賦課限度額が61万円から63万円に、介護分保険料の賦課限度額が16万円から17万円に引き上げられ、医療分、後期支援金分、介護納付金分合計で99万円に。本町も医療分保険料の賦課限度額で2万円、介護納付金分保険料の賦課限度額で1万円の引き上げを行う。

質疑

【問】機構改革で、一人に仕事が集まることになくなるのか。

【問】激変緩和措置の全面拡大による本町の保険料への影響は。

【答】今回の拡大が直接、本町の3年度の保険料の引き下げに繋が

るものではないが、激変緩和措置の拡大により、6年度に最終的に統一しなければならぬ統一保険料率が引き下げられるので、今後、保険料率の統一に向けて、本町の保険料引き上げ幅を圧縮できる。

※意見を付けての賛成討論がありました。

討論

上となる7年度、団塊ジュニア世代が65歳以上となる22年度を見据えた中長期的な計画とし、基準額が上がった。第9期も視野に入れた計算になっている。

●介護保険条例中改正の件

【内容】3～5年度までの介護保険料基準額(第5段階)は年額7万7760円とする。

質疑

【問】8期保険料の月額基準額は、府内での順位は。料金設定する際の期間は何年なのか。

【答】8期の月額基準額は6480円。府内では8番目の高さ。料金設定は、今回の第8期では、団塊世代が75歳以

【反対】感染症のような新たな事態に対処するためにも制度の抜本的な改善は不可欠だが、町長が変わった途端、1億1800万円も余らせた基金の内5千万円しか保険料算定に繰入れない。全額投入すれば、据え置けるのに。町の介護保険料は、全国でもトップクラス。町の65歳以上の方に全額をお返しすれば、約3万円返せる。コロナ禍で、苦しむ住民の生活に寄り添う気持ちもなく、今後が心配だと今を生きる住民に我慢を押し付ける介護保険料の値上げに反対。

【賛成】7期計画に続き団塊世代が75歳以上となる7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる22年を見据え、高齢者の抱える多様な課題・ニーズへの対応などを盛り込み、福祉施策と介護保険事業の基本的な考えや具体的な取り組みを示し、各事業の安定的運営を目的とした内容になっている。低所得者に対する保険料軽減措置を継続しつつも、現状下ではやむを得ないと考える。今後も高齢化がより一層進行する中、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めることを要望し賛成。

●消防団条例中改正の件

【内容】「機能別消防団員制度」を導入し、元消防団員、吏員を「OB団員」として任用できるようにするもの。

91億5490万8千円を可決

主な計画事業



▲磯長小学校のトイレ洋式化へ



▲テニスコートが改修されます



▲生涯学習施設建設へ進む工事

三世同居・近居支援事業(拡充)、結婚生活支援事業、子ども家庭総合支援拠点運営事業(社会福祉士の配置)、妊娠出産包括支援事業(産前産後への住民サポーター養成)、総合支援事業(町で創業しようとする者に対し経費の助成)、聖徳太子没後1400年事業、英語検定補助(町立・私立等中学校、小学5、6年生に拡充)、磯長小学校南校舎トイレ洋式化、郷土の偉人 中山久蔵顕彰事業、生涯学習施設等整備事業、総合スポーツ公園テニスコート全面改修、など

一般会計

質疑

◆政策総務部関係

問 町長の施政方針の行財政改革に引き続き取り組んでいくとは。

答 少子高齢化による人口減少や新型コロナウイルス感染症により、先行きが不透明な中で編成。歳出を抑えるために住民に影響がない内部管理経費にシリングを行うことで歳出削減に努めた。今後、厳しい財政状況が予測される中で、持続可能な町政運営を進めるよう社会の動向に注視し、健全な財政運営に努めていきたい。

問 職員採用試験に係る業務委託料と検査手数料の内容は。

答 26年度以前は、府

令和3年度 各会計予算

会計名	予算額	対前年度伸率 (%)
一般会計	56億3千880万2千円	10.9%
国民健康保険特別会計	15億837万7千円	4.6%
山田財産区特別会計	414万6千円	▲3.6%
春日財産区特別会計	90万7千円	▲0.4%
介護保険特別会計	13億8293万4千円	3.8%
後期高齢者医療特別会計	2億2871万8千円	3.1%
下水道事業会計	3億9102万4千円	▲11.0%
合計	91億5490万8千円	7.4%

※下水道事業会計の予算規模は、収益的支出-減価償却+資本的支出で算定

令和3年度予算 総額

内統一試験を活用していたため年1回の実施だったが、27年度以降は、年2回以上の採用試験を実施。28年度以降は、SPI試験を導入し、広く多くの方に受験していただけるように変更を行っている。

31年度は、就職氷河期世代である36〜42歳を対象に採用試験を行った。2年度は10月1日採用を実施、3年度は、4月1日採用、6月1日採用を予定。6月採用試験は、SPI試験を実施しない人物重視の試験を行う予定。委託料と手数料の内容は、SPI試験、面接試験、論文試験の経費。面接試験計3回のうち職員が2回面接を実施。

◆健康福祉部関係

問 総合福祉センター維持管理事業の修繕費はどのような修繕を計画しているのか。

答 3年度は、2年度に実施した2階の空調

設備の修繕に続き、1階の空調設備の修繕を計画。ボイラー配管内のお湯と水を調整する弁であるミキシングバルブが上手く機能しておらず、修繕を行う。



福祉センター

問 農業次世代人材投資事業の事業内容は。

答 49歳以下で、農業経営者になるための強い意思を持ち、条件が合う場合に国からの補助金が受けられる制度。申請に基づき就業開始後最長5年間補助

◆まちづくり推進部関係

金を受けることができ、金額は就業開始後1〜3年間は年間150万円、4〜5年間は年間120万円。97.5万円を予算計上。現在8名が希望。高齢化による町の農業従事者の担い手不足を打開する糸口と考えている。

問 飲食店舗開業補助金と創業支援補助金の違いは。

答 飲食店舗開業補助金は来訪者などから、太子町は飲食店が少ないという指摘や飲食店を増やして欲しいという要望を受けていることから、観光の視点で飲食店に限定した補助金制度。創業支援補助金は、国の産業競争力強化法を受けて、中小企業向けに設けている制度で、業種を定めず、様々な方に創業してもらうことで、雇用の確保や税収増を将来的には期待している。飲食店舗開業補助金は空家限定となっているが、

創業支援補助金は、通常10万円支給に対し、空家を活用した場合は20万円支給される。

◆教育委員会関係

問 国指定史跡二子塚古墳保存整備事業の完了はいつ頃になるのか。また、完成までの安全対策は。

答 3年度より実施設計を行い、4年度から工事着手し、古墳の保存整備、トイレや案内板の設置を行っていくこととなるが、一気に行うと単年度の予算が大きくなるため、3〜4年をかけて行う予定。安全対策は、従前から身近に古墳や石棺が見られるというのが売りの一つであり、今までの状況から変更する予定はないが、草刈りなどを行ったことで急な勾配があらわになったこともあり、ロープなどで可能な限り安全対策を実施する。

問 コロナ禍の中で、総合体育館を子どもたちのサークルだけでも無料で貸し出しを。

答 使用料は、維持管理費用の一部の負担を求めるとは考えており、原則に基づいており、建物のインシヤルコストを徴収しているわけではない。どこの自治体でも原則に基づき費用負担を求めている。減額や無料化を現在は検討していない。

問 中山久蔵顕彰事業だが、コロナ禍の中で教育委員会のトップ2名が参加して何かあった時、大丈夫なのか。

答 人選は改めて検討する。ワクチンの接種も進み、ある程度新型コロナウイルスが沈静化する条件の中で行くことを検討している。感染が拡大すれば、中止もやむを得ない。

討 論

【反対】 コロナ感染症

の拡大で、検査の抜本的拡充、医療機関の減収補填、営業への補償、雇用と賃金の保障が急がれるが、菅政権にも維新新政にもその基本的立場がない。地域の医療が崩壊の危機に直面し、暮らしと命が脅かされている。冷たい政治を転換し温かい施策が求められている。

需用費に15%のシーリングをかけた。町独自予算でのコロナ対策がない。一方で、中山久蔵顕彰事業に職員旅費49万7千円。何人で何泊研修するのかが2転3転するような予算のつけ方でいいのか。町長公約の学校給食費の無償化、少人数学級こそスピード感をもって実施を。しっかり住民の声、職員の声を聴き、議会への説明責任を十分に果たすよう要望して反対。

【賛成】 新型コロナウイルス感染症の影響で

先行きが不透明な中、第5次総合計画に沿って予算化する一方で、生涯学習施設整備事業や三世帯同居・近居支援事業では不備を指摘してから改正まで1年近く時間を要する等、スピード感のない対応が住民に不安や不便をかけた。町民税や市町村たばこ税などの町税が減少する中、地方交付税は増え、例年並みの財源を確保した。しかし、コロナの第4波も懸念されており、GOTOトラベルも揺れている中「郷土の偉人・中山久蔵顕彰事業」は職員4人で49万7千円の旅費を計上。教育長・次長が参加と聞き危機意識の希薄を感じる。共同事業の内容の明確な説明もなく、この時期になぜ予算計上なのか疑問がある。以上、町政運営に緊張感をもって誠実に取り組みよう要望し意見をつけて賛成。

国民健康保険

質 疑

問 8月のとくとく健診は問題なく実施出来るのか。

答 2月の冬の集団健診は感染予防対策をしっかりと行いつつ、住民の健康管理上必要な場合に限り実施してもよいとするコロナ禍における健診実施に関する国の通知に基づいて実施した。2年度の冬の集団健診では、新たに肺がん検診を実施。58名の方に受診いただいた。昨年度は44名の受診。若干だが増加している。3年度の夏の集団健診は、間に1日の休みを設けながら、前後3日間ずつ、定員600名で実施予定。一人でも多くの方々に受診していただけるよう取り組んでいきたい。

問 マイナンバーカードを被保険者証として利用できるのか。

答 2年3月からオンライン資格確認が開始されている。現在、マイナンバーカードを持つ方は、被保険者証として利用が可能だが、医療機関、薬局等でシステム整備が進んでいない実態がある。

討 論

【反対】 高すぎる保険料を引き下げるには、公費を投入するしかない。全国知事会など地方団体は、国保の構造問題を解決するため、公費投入・国庫負担を増やして国保料を引き下げることを国に要望し続けている。府が示す市町村標準保険料率に、6年の激変緩和措置期間で、段階的に近づけていけば、今後も国保料が毎年引き上げられる。「国保の

都道府県化」のもとでも、自治体の判断で公費繰入ができることは、厚労省も認めている。町として、国や府に公費負担を強く求めるとともに、府の国保の一元化は中止するよう求め、町として、国民健康保険法にある「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」ためにも高すぎる国保料は払える国保料に引き下げることを求めて反対。

【賛成】 国民皆保険制度の基盤的役割を果たしながら、被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高いほか、低所得者が多いなどの構造的な課題に加え、コロナ禍における経済情勢からも、運営が苦しい状況。少子高齢化など社会保障制度を取り巻く環境の変化により、被保険者の多くを年金生活者や所得の低い被保険者が占める状況。国民健康保険広域化4年目。財政調整基

山田財産区

質 疑

問 毎年計画的に修繕しているのか。

答 下請け者の高齢化もあり、困難な状況。担当課と調整し、よい方法を検討したい。

問 基金残高は。

問 2年度末見込み、3655万5599円。

介護保険

質疑

問 基金残高を全額保険料の上昇抑制に投入した場合と、全額貯金

答 全額投入した場合、8期の基準額は、約6150円で7期とほぼ同額に。全額据え置いた場合は約7600円。5千万円投入の理由は、9期に向けて急激な上昇とならないよう緩和するために設定した。

した場合の保険料の違いは。5千万円の基金投入額となった理由は。

討論

【反対】 8期の保険料の基準額を330円引き上げた。すべての階層で保険料が引き上げられる。コロナ禍において、経済状況が厳しい今、これ以上の負担を住民に押し付けるべきではない。準備基金を全額投入すれば、保険料を据え置くことは可能。サービスの内容は変わらないのに、利用料だけが高くなることに、利用者や家族から憤りの声が上がっている。介護報酬引き上げによる負担増は、国の予算で対応すべき。利用料が高すぎて「利用抑制」が起きている。必要な介護を保障するためには、太子町として独自の利用料軽減策を行うべき。介護保険の構造上の課題を利用者や保険料に課すのではなく、高齢者やその家族が安心して介護を利用できるものに、そ

して、介護で働く人が安心して働き続けられる環境にすることは国や府、何より町の仕事。誰もが安心して利用でき、安心して働ける介護制度を求めて反対。

【賛成】 「地域包括ケアシステムの深化、推進」に向けた取り組みの展開、認知症高齢者に対しても予防と共生を軸とした認知症施策などを推進するものとなっている。特に、地域づくりの推進や様々な課題に対して適切に対応できる包括的な支援体制の整備等に取り組みものとされており、充実した内容になっている。歳入の柱となる第1号被保険者の保険料は、今後も高齢化が進行していく中、認定者数の増加に伴う重度化防止に対する各種サービスなども増加が予想され、1人あたりの給付費も増加を続けており保険料の上昇もやむを得ない状況となっている。7期計画期間で

の準備基金を有効かつ計画的に活用され、保険料の上がり幅を抑制、法に定められた国・府等の負担割合による予算措置がされており適正だと考える。尚一層の保険給付の適正化に努め、高齢化の進行に対応し、更なる介護予防の充実、介護保険事業の円滑な提供・運営に努めることを要望致して賛成。

後期高齢者医療

質疑

問 後期高齢者医療給付費準備基金、府後期高齢者医療財政安定化基金の額を町は把握しているのか。

答 後期高齢者医療給付費準備基金は、府後期高齢者医療広域連合で管理。毎年予算編成の説明会で基金残高等の説明を受けている。府後期高齢者医療財政安定化基金は、府の管理で、府から説明はないが、ホームページ等で公開されている。

【反対】 制度導入時、低所得者の保険料を軽減する措置を導入しましたが、安倍政権が打ち切り、保険料を値上げする改悪を17年度から実行している。菅政権は、75歳以上の医療

第8期介護保険料		
第1段階	23,330円 / 年	1,944円 / 月
第2段階	36,550円 / 年	3,045円 / 月
第3段階	54,440円 / 年	4,536円 / 月
第4段階	69,990円 / 年	5,832円 / 月
第5段階・基準額	77,760円 / 年	6,480円 / 月
第6段階	93,320円 / 年	7,776円 / 月
第7段階	101,090円 / 年	8,424円 / 月
第8段階	116,640円 / 年	9,720円 / 月
第9段階	130,640円 / 年	10,886円 / 月
第10段階	136,080円 / 年	11,340円 / 月
第11段階	143,860円 / 年	11,988円 / 月
第12段階	151,640円 / 年	12,636円 / 月

利用料が高すぎて「利用抑制」が起きている。必要な介護を保障するためには、太子町として独自の利用料軽減策を行うべき。介護保険の構造上の課題を利用者や保険料に課すのではなく、高齢者やその家族が安心して介護を利用できるものに、そ

して、介護で働く人が安心して働き続けられる環境にすることは国や府、何より町の仕事。誰もが安心して利用でき、安心して働ける介護制度を求めて反対。



P4で質疑の整備中の国指定史跡二子塚古墳

費窓口負担を1割から2割に2倍化する法案の早期の成立を目指している。生活保護を受給している高齢者世帯が、安倍政権下で1.2倍以上に増えている。これ以上の負担増は大幅な受診抑制を引き起こし、高齢者の生存権が脅かされる。高齢者の暮らしといのち、健康を守る上で大きな影響がある。75歳以上のすべての高齢者を強制加入させ、年齢で医療に差別を持ち込む、世界でも例のない制度。問題だらけの後期高齢者医療制度は廃止を求めて反対。

問 カラーマンホールふたの設置は。

答 歩行者専用道路や観光地など限定された場所で使用している場合がある。設置に適切な場所や設置要望があれば、高額になるが、検討したい。

問 コロナウイルス感染症に対する支援策としての基本使用料無料化を。

答 考えていない。

下水道事業

質疑

問 本町の水洗化率は。

答 約90%。今後も引き続き下水道への接続を住民の方に広報等を



マンホールふた

令和3年度 補正予算

会計名	補正額	補正後の総額
一般会計(第1号)	8541万2千円	57億2421万4千円
国民健康保険(第1号)	40万7千円	15億878万4千円

●一般会計(第1号)

【内容】

・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業8497万3千円
※ワクチン接種に係

るコールセンターや送迎バス等の経費(全額国負担)

・新型コロナウイルス感染症対策事業 43万9千円

※太子・和みの広場に仮設トイレ設置



太子・和みの広場写真

質疑

問 予防接種委託料に医師や看護師の費用が含まれているのか。

答 富田林医師会への接種委託料で、接種委託料の中に医師・看護師の人的費用が含まれて

いる。

問 太子・和みの広場の仮設トイレは5月に撤去するののか。

答 春の行楽期に仮設トイレを設置。時期を過ぎれば撤去する予定。

●国民健康保険(第1号)

【内容】 国のコロナ対策が延長されたため
・傷病手当金給付事業 40万7千円

※意見を付けての賛成討論がありました。

選任同意

●山田財産区管理委員の選任について同意を求める件

【内容】 任期3年4月1日〜7年3月31日まで。7人の方の選任に同意しました。

議員提案

●議会会議規則中改正の件

【内容】 議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するもの。
また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるもの。
本規則の施行期日は、公布の日から

藤原幹(もとき) 副町長に対する辞職勧告決議 賛成多数で可決(賛成7人・反対2人)

【提出者】中村直幸(発議者)・西田いく子・藤井千代美・辻本ひろゆき・辻本馨・森田忠彦・山田強

【決議要旨】5月1日に開催された臨時会で、町長から藤原幹氏副町長を全会一致で同意した。副町長は「太子町の発展のために、誠心誠意努力してまいりたいと考えておりま

す」と挨拶した。では「太子町議会議員 建石良明議員」との紹介がされ、用意されたひな壇から「太子町議会議員の建石良明です」と挨拶する姿があった。

行政に携わるもの、ましてや副町長の要職に就くものが議会の代表が議長であることを知らないはずはない。地方自治法第104条には「議会の議事整理権・議会代表権」「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」と記されている。この議長が、出席を求められていない。これは、議会を軽視する暴挙である。また、これまでのように議長のみならず全議員に出席を要請していないのであれば、これほど問題には

ならない。2日から全く変化のない回答でしかなかった。議員の中には不信感が増す中、田中町長のフェイスブックに町長、副町長、建石良明議員、町職員が8人でF.C.大阪のサッカー観戦の記事・写真がアップされた。このことは、この間何度も「議会軽視」を謝罪し反省を求める議論を副町長が全く重く受け止めていないことをあらわにした。副町長の「誠心誠意」という言葉は地に落ち、我々議会との信頼関係は、霧散した。副町長の町民代表である議会への軽視は、代表を送り出した町民をも軽視することである。町民、議員との信頼関係は全く失われている。このような人物に副町長という要職を任せることは到底できない。

よって、藤原幹副町長に対する辞職勧告を決議する。

議員提案による議案のため答弁は「発議者」が行っています。

議員提案による議案のため答弁は「発議者」が行っています。

2月22日の「株式会社F.C.大阪と太子町の包括連携協定の締結式」で副町長の「誠心誠意」の言葉とは程遠い議会対応がなされた。

議長はじめ議会議員には、これまでも町と企業との連携協定は数多くあり、今回の連携協定もこれまで同様との認識だった。ところが配信された「締結式」

「全員協議会」でも責任の所在をあいまいにする答弁に終始、再度、3月18日の「全員協議会」で報告を求めると開会冒頭の町長挨拶でこの件に触れる文言を添えることで、初日の議事を再開した。3月18日の「全員協議会」での「報告」は、3月

「法的拘束力はあるのか。何を決議というんですか。」

【答】法的拘束力は無い。議会軽視に対する辞職勧告。

【問】副町長は、発言する機会も反論する機会も何もない。

【答】いまだかつて何回も副町長に対して申し述べるよう迫ったが、一言もでていない。

「副町長は、発言する機会も反論する機会も何もない。」

【問】副町長は、どんな不利益を与えたのか。

【答】3月2日より、そのまますつと言いつけてきた。何を隠すこともなく、それに対する対応が見えない。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

【問】議長の出席を求めなかったことが、議会軽視のことだが、副町長は議会軽視をするつもりは毛頭なかったが、配慮が足らなかったという点は反省、お詫びをし、かつ、町長からも開会日に発言があった。町が検討したもので個人責任ではなく、公務員の適正を欠く、非違行為があった訳でもない。本来、町政運営に不満があれば、法的に認められた措置、町長に任命責任を問い、選挙という形で住民の意見を聞くべき。法的根拠や効果も無い今回の決議は、理事者側に反論機会や対抗手段も無く、単に、議会の権力を振りかざすだけであり、恥ずかしい行為。配慮が足りないということと辞職勧告されるのであれば、職員は萎縮して適正な業務の執行ができない。以上の理由から反対。

質疑

討論

【賛成①】

締結式にて議会に対してきちんとした対応が取られていない事によって端を発した問題である。何が問題であるか。式典自体議会の承認を得る必要がないのであるから関係者の出席は、問題のある所ではないが、一部の議員のみ参加紹介を受けることが議会軽視している所以である。議会には議長という議会を代表する者が存在するからである。では、なぜ一部の議会議員だけが参加、紹介を受けたのか。この点この問題の責任者たる副町長に対して再三説明を求めても曖昧な返事しかなかった。極めて遺憾である。

【反対②】

この決議案は議員間で事前報告もなかった。法的根拠も効果もなく、理事者には対抗手段がない一方的な決議は卑劣な個人攻撃である。

F.C.大阪との包括連携協定は町のPRや地域活性化、子どもたちへの教育などに取組むもので、私も非常に心がかり、昨年の12月の一般質問で取り上げた。協定締結に至るまで尽力されたのが藤原副町長。町や町民に不利益なことは一切していない。議会対応も今まで以上に誠意をもって丁寧に行っている。

また、大阪府との繋がりで多額の補助金も獲得してきた。町長のフェイスブックの件は、PR的にも良いこと。このような内容で辞職勧告を行うことは大阪府に対しても失礼で、今までの信頼関係を損ねる。以上を以て反対。

【賛成②】

小さなことかもしれないが、議会制民主主義の根幹に関わる大問題。日本共産党は、『地方公務員法第30条すべて職員は、全体の奉仕者として公

共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬ』を守つてももらえると考え、人事について異論をささむことは控えている。だが、議長を呼ばずに、一議員が出席するとうのは、誰が見てもおかしい話。人選について責任の所在が副町長にあるとわかったが、「いつ」は今も明らかではない。決定的だったのは「配慮が足りなかった」と言いながら、サッカー観戦に興じていた。一度壊れた信頼関係は取り戻せない。議会軽視が住民軽視につながるということも理解できない方が要職にあることは、住民、職員をも不幸にするこ

とになるので賛成。

請願

●日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める
意見書の提出を求める
請願

【提出者】湯川恭氏、美佐田和之氏、小野美弥子氏

【請願の趣旨】

条約は前文で「全廃こそがいかなる状況においても核兵器が二度と使われないことを保証する唯一の方法である」と、開発・生産・実験・製造・取得・保有・貯蔵・使用・威嚇まで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し「抜け穴」を許さない。核兵器禁止条約は、世界のヒバクシャとともに日本国民が長年切望してきた核兵器完全撤廃につながる画期的なもの。私たち太子町民は、安心と希望もてる町づくりをめざし、二上

討論

山のもともより、平和を愛する世界の人々とつながっていきたく切望する。貴議会として、意見書を提出していただくよう請願を提出する。

【反対】

核兵器が地球上でなくなる日がくることは人類の悲願であることは万人がわかっている事である。しかしながら現実として地球上で紛争と言う名の戦闘が行われているのも事実。我が国は大東亜戦争に敗れた。サンフランシスコ講和条約で調印を果たすまでアメリカの占領統治下にあった。同時に旧日米安保条約も締結され日本の安全保障はアメリカの庇護のもとにあり今日に至っている。アメリカは核保有国であり、わが国の防衛を委ねている以上は調印参加すれば矛盾を生じることになることから

反対。

【賛成】

2017年7月7日、核兵器禁止条約は採択され、2021年1月22日、ついに発効された。広島市のホームページには、2月22日現在で、署名国が86カ国・地域、批准国・地域が54カ国・地域と記されており、日々増え続けている。意見書決議を上げている自治体も3月24日現在で、542自治体。大阪では、和泉市、泉佐野市、摂津市、高石市、忠岡町、富田林市、河南町が決議をあげている。核兵器が「いかなる状況の下でも決してふたたび使われないことが人類生存の利益」という条約の核心部分は、米国の「核の傘」に頼る日本政府の立場と相いれない。核兵器で平和は守れない。近代国家として、紛争は外交で解決するのが国際的な流れ。議員各位のご賛同をお願いし賛成。

第1回定例会 審議結果一覧表

件名	審議結果	斧田 秀明	建石 良明	西田 いく子	藤井 千代美	辻本 ひろゆき	辻本 馨	山田 強	中村 直幸	森田 忠彦	村井 浩二
2年度一般会計補正予算（第9号）の専決処分の件	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
一般職の職員の給与に関する条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
国民健康保険条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
介護保険条例中改正の件	可決	○	○	●	●	○	○	○	○	○	—
消防団条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
2年度一般会計補正予算（第10号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
2年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
3年度一般会計予算	可決	○	○	●	●	○	○	○	○	○	—
3年度国民健康保険特別会計予算	可決	○	○	●	●	○	○	○	○	○	—
3年度山田財産区特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
3年度春日財産区特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
3年度介護保険特別会計予算	可決	○	○	●	●	○	○	○	○	○	—
3年度後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	○	●	●	○	○	○	○	○	—
3年度下水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
山田財産区管理委員の選任について同意を求める件	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
国民健康保険条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
2年度一般会計補正予算（第11号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
2年度介護保険特別会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
3年度一般会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
3年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議会会議規則中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
藤原幹副町長に対する辞職勧告決議	可決	●	●	○	○	○	○	○	○	○	—
日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願	不採択	●	●	○	○	●	●	○	●	○	—

各議員の審議結果 ○賛成 ●反対 —議長 ※可否同数の場合は、議長採決

3月定例会の一般質問

町政を問う

8人の議員が登壇

この記事については、質問者においてまとめたものです。

放課後児童会の待機児童を「0」に.....	P11
太子町の地域防災について	P12
大阪南部高速道路整備について.....	P12
山城バイパスについて.....	P12
災害発生時の対応力の強化について.....	P13
お悔やみ（案内）コーナーの設置について.....	P13
避難所の環境改善について.....	P13
人・農地プランについて.....	P14
府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線（山城バイパス）について	P14
太子町教育大綱.....	P14
貯金ではなく、介護保険料引き下げを	P15
バスの運行は住民の声を最優先に.....	P15

問 『太子町 子ども・子育て支援事業計画』（2）放課後児童健全育成事業には「保護者が、就業等により昼間家庭にいない児童を対象に授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成をはかる事業です」と書かれてある。太子町の子育て世帯にとって、放課後児童会は必要不可欠。しかし、山田教室では、待機児童がいる。待機児童について、町長はどう考え



放課後児童会の待機児童を「0」に

藤井千代美 議員

るのか。早急に待機児童を解消し、放課後児童会を必要とする全ての児童の受け入れを。指導員さんの人数が足りないという聞いています。何としても早く確保して欲しい。専門的な知識や技能を持った正規の職員が必要。町の事業計画の中にも「放課後児童会の指導員の安定的な確保等、適切な運営に努めることが重要である」と書かれている。指導員さんは、正規職員で採用を。

答 令和3年4月の入会希望は、磯長教室が110名で全員入会可能。山田教室は入会者が44名、待機が3名。町としては、待機児童解消は懸案事項であること認識している。支援員は、非正規だが、保育士や幼稚園教諭の有資格者の採用とし、放課後児童支援員認定資格研修の受講にかかる費用を町で負担するなど児童会の質の向上

に努めている。さらに、職場環境の改善や配置換え等により支援員が働きやすい職場づくりにも取り組んでいるが、人員不足を解消するには至っていない。待機児童があることを決して良しとしている訳ではない。必要であれば抜本的な見直しを含め児童会の運営体制のあり方などを研究・調査し、安全で安定した運営ができるよう努める。

要望 指導員の役割にふさわしい待遇や身分保障がされていないことが大きな課題。指導員が確保できない状況をなくすためにも正規化を進めるよう要望する。子どもが学童保育で充実した生活を送ることは、保護者にとって大きな安心と支えにつながる。4月からの全員入会を要望する。



太子町の地域防災について



斧田 秀明 議員

問 令和2年度での取り組みについて問う。

答 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応や国等の防災計画との整合を図るため、地域防災計画の修正を行なった。国土強靱化に関する施策の計画的な推進を図るため、太子町国土強靱化地域計画を策定した。防災体制の整備としては南海トラフ地震への対応として、災害時職員配備マニュアルの見直しを行い、初動体

制の強化を図った。

地域防災の充実としては、元消防団員及び消防吏員を機能別消防団員（OB団員）として任用し、地域防災力の強化を図る。その他、指定避難所及避難場所等の看板設置による周知・明確化を図るとともに、緊急物資備蓄整備として、備蓄場所の集約と、地区集会所への備蓄強化を行なった。

また新型コロナウイルス感染症対応の避難所開設要領を策定するとともに、全職員を対象とした避難所開設訓練を実施した。その他、災害時における事業者との協定を締結した。

問 計画が住民の皆さんにまで、浸透しているのか？

答 本町では、各町会に自主防災組織が組織されており、以前から社会福祉協議会と連携して地域支え合い勉強会を開催し、防災と自助・共助の大切さを啓

発してきたが、より啓発を深めるために、来年度実施する防災マップの更新を契機として、地域への効果的な防災意識の啓発について検討していきたい。

問 4月の役場の組織機構の変更に町長の思いは。

答 4月1日付けの組織改正については、「自助、共助、公助」の連携と協働を最大限に発揮できる体制を確立するため政策総務部に自治防災課を設置し、政策総務部長を危機管理担当として、指揮命令系統を明確にするとともに、町会や自治会を含む地域自治の振興と、地域防災力の強化を一体的に進めていく。

「新しい太子町に向かって新たな挑戦、笑顔あふれる太子町に」を合言葉に、太子町に関わる全ての人たちとともに、取り組みを進めていきたい。

大阪南部高速道路整備について



中村 直幸 議員

問 大阪南部高速道路整備構想は、現状の道路ネットワークの機能強化を行い、大阪南部を縦断する幹線道路の国道170号の渋滞緩和だけでなく、消防や救急搬送、災害時における交通課題、歴史・文化遺産等を生かした観光振興の連携が図られることから、平成27年に河内長野市と河南町が中心で「大南高」が設立され、太子町も近隣市町村と共に、早期実現に向け、国へ要望活動を行ってきた。

令和元年11月には、会長の河内長野市長を筆頭に、浅野前太子町長や南河内の市町村の首長らが東京の国土交通省へ上京し、竹本直一衆議院議員など多くの国会議員の同席のもと、赤羽一嘉国土交通大臣に直接、要望書を手渡し意見交換したと聞く。太田房江参議院議員が、参議院集中審議会の中で、質問もした。「広域道路ネットワーク」「交通・防災拠点」「ICT交通マネジメント」の3つの基本方針に基づく検討状況は。

が行われると思うが、現時点で計画が公表されておらず、町として詳細等が把握できていない。計画の具体的な内容や検討状況等について示せるものがない。

Q 山城バイパスについて

問 山城バイパスの現状は、府の財政難を理由にわずか600mを残し休止されている。この山城バイパスが延伸されれば、このエリアが太子西条地区と同じく、約3万坪が新たな企業誘致が可能となる地域ではないか。府都市整備中期計画の見直し時期。町の事業再開に向けた取り組みと今後の見通しは。延伸道路周辺での開発は。

答 「新広域道路交通計画」における大阪南部高速道路の位置付けは、府として、国での検討状況を踏まえ引き続き必要性を見極めるため「調査中路線」として計画に位置付ける方向で検討。利用者負担による有料道路事業を前提と考えていると聞く。計画策定にあたり国や府で十分な議論

答 山城バイパスの延伸事業は、3月下旬頃に公表されると聞く。付近の開発については、都市計画審議会、審議し、慎重に検討を重ねていく。

災害発生時の対応力の強化について



辻本ひろゆき 議員

問 ①近年の大規模災害に対する防災システムの改修と、システムの構築の方針は。②各家庭での防災意識や備蓄意識の向上の更なる充実策を。

答 ①府防災情報システムを運用。通信を確保するために整備されており、様々な情報を掌握し、対策本部での意志決定に活用することを目的としている。②本町地域防災計画により避難者数の1日分の必要数量を備蓄して

いる。住民の皆様に対し最低3日分の食糧、水、燃料等を準備していただくよう広報やホームページで呼びかけている。総合防災訓練でも備蓄意識の向上に努めているが、各家庭でも、その家庭に応じた備蓄品も必要になることから、この点も意識して啓発していく。

要望 大規模災害に備え、更なる情報システムの活用と住民一人一人の防災意識、備蓄意識の向上に努めていただきたい。

Qお悔やみ(案内)コーナーの設置について

問 ①親族が亡くなった際の手続きで、死亡届を提出に来たら、どのような手順ですめるのか。②葬儀後の手続きを支援するため、すべての住民を対象に、死亡の届出に特化したお悔やみ(案内)コーナーの設置を。

答 ①身内の方がお亡くなりになったら、まず、住民人権課に死亡届を提出。死体埋火葬許可証を交付、住民票の削除を行う。後日、必要な手続きの担当課に記載した住民異動届を渡し、必要課に案内している。2階の窓口の案内が必要な場合、身体の不自由な方などに対し、職員の移動により届出を処理。②1階でスムーズな導線により行っている死亡に関する手続きの課題把握を行い、関係部局と調整を図りながら調査、研究する。住民の皆様が必要な情報を発信し、役場での手続きが円滑に行えるよう努める。

要望 悲しみの淵におられるご遺族が、少しでもスムーズに手続きができ、お一人お一人に寄り添ったサービスの提供をお願いしたい。お悔やみガイドブックの作成から、ぜひご検討いただきたい。

避難所の環境改善について



山田 強 議員

問 この3月で東日本大震災から10年が経過し、これまでの大規模災害を教訓に様々な防災対策が進められている。本町として避難所の環境改善にどう取り組んでいるのか。公園・広場・指定避難所の特設公衆電話の設置状況、大規模避難所での空調設備はどの程度整備されているのか。

答 避難住民が寝食を共にする生活の場の役割に移行することになることから、健康管理、

生活環境、プライバシー確保、男女等のニーズの違い等様々な課題が発生するとともに、高齢者などの要援護者を含む避難住民に運営面できめ細かい配慮が必要。特に避難生活が長期化すればプライバシーの確保が重要となることから、間仕切りを設置した居住スペースの他、男女を分けた物干し場、更衣室、授乳室の設置、女性の生理用品や下着などの配布を行うなどプライバシー対策を行う。新型ウイルス感染症対策に避難所室内テナントを購入し、1人当たり2平米の生活空間を確保する。さらに、避難所における受付方法、収容方法・人数、感染予防対策、及び感染が疑われる避難者が発生した場合の対応についてまとめた、避難所開設要領を策定している。早期通信手段確保の為、無料で利用できる特設公衆電話を各指定避難所に設置。一時避

難場所となる公園等は先進事例も参考に今後研究する。携帯電話の普及によるSNSを活用した情報手段も有効である為Wi-Fiの設置を研究する。大規模避難所の山田・磯長小学校の体育館では空調設備が未整備である為、整備の検討を行う。

要望 昨年4月から住民と共に歩む住民本位の町政を推進。笑顔あふれる太子町に。スタートしました。災害時の避難所生活はどうなるのか。他被災地で携帯電話はパニック状態。公衆電話は以前より極端に減少し見つけにくい。安否確認は？。役場は避難対策で汗を流しているが周知できていない。住民の皆様にはいたずらに不安を与えている。住民と共に歩む住民本位の町政を推進しているとは言えない。周知徹底に努力して、住民が安心して笑顔で暮らせる、住民本位の町政を要請する。

避難所開設要領を策定している。早期通信手段確保の為、無料で利用できる特設公衆電話を各指定避難所に設置。一時避



人・農地プランについて

建石 良明 議員

問 昨年11月に春日地区妙見寺集落・中山集落で作成されたが、取組状況と今後の展開は。

答 地域の農業を支えてこられた方々が高齢化する中で、5年後・10年後に誰がどのように農地を使い農業を進めていくのかについて、地域の話し合いに基づきまとめる将来像の計画が「人・農地プラン」であり、策定途上に明らかになった後継者問題等の課題解決のため、町や農業委員等

の関係組織が連携して支援を行う。今後、補助制度等の各種施策を連携させながら、しっかりとフォローアップし新規就農につなげるなど、遊休農地の解消、農業振興に向け着実に実績を積み上げていく。

Q 府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線(山城バイパス)について

問 大阪南部高速道路建設構想や、その当面の代替措置として、広域農道の再整備・機能強化、(仮称)南河内フルーツロードの検討等、南河内地域の道路環境整備について、地元選出の鈴木大阪府議会議員が府議会で取り上げており、非常にありがたい話。山城バイパスについても事業再開の見通しがたったと聞くが、これまでの経過、大阪府都市整備中期計画への位置づけは。

答 平成20年の府財政

再建プログラム以来、一時休止事業となっていた。太子町と河南町を結ぶ山城バイパス延伸事業は、南北方向の幹線道路である現道を補完し、広域的な緊急時ネットワーク構築が可能となり、消防や救急搬送、災害時の近隣自治体との協力を効率的・効果的に行え、住民の生命・安全を守る「命の道」とも呼ばれる路線事業。観光や地域間交流の活発化、土地利用の促進が図られると考え、事業再開に向けて毎年、府に継続的に粘り強く河南町と連携し要望活動を行ってきた。府都市整備中期計画は今年が見直しの年であり、1月7日に太子町長と河南町長に加え鈴木府議会議員の3者で、浦野靖人衆議院議員の立会いの下、事業の再開に向けて大阪府へ改めて強く要望してきた。個別の事業箇所については、正式には3月下旬頃を目途に公表される。

太子町教育大綱

辻本 馨 議員



問 本年令和3年は、太子町第5次総合計画における後期基本計画を策定する年に当たる。太子町教育大綱の基本理念の中にある幾つかのうち歴史を通じた地域学習の推進を図る項目は。

答 町立中学校においては、社会科歴史分野

の授業の中で、太子の偉業や歴史背景などを詳しく学習するが、太子町独自の取り組みとして「町内オリエンテーション」を行い、町内の史跡巡りをする中で叡福寺を訪問し太子が眠る町を肌で感じ意欲関心を以て学習する機会を作るなど、町名の由来となっており、本町に関係の深い日本史上の偉人の一人として聖徳太子を日常生活で感じながら学んでいる状況。

問 現在学校で行われている日本史や地理の教育だが戦前の日本史の教育というのは具体的に証拠に基づいたものから知識を理解していき、徹底的に生徒同士で議論し戦わせる。歴史とは考える授業だった。そのような観点からの教育はできないものか。

答 現在、小中学校で行われている日本史をはじめとする歴史教育

については、小学6年及び中学1、2年において学習することが、「学習指導要領」に定められている。広い視野に立ち、グローバル化する国際化社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成することを目指すこととされている。指摘の通り、史実を学びながら、当時の歴史的背景を鑑み議論することはとても重要であり、現在小中学校において行われている授業においても、自らの考えを自らの言葉で相手に伝えるという「言語活動の充実」を図りながら、話し合い活動を多く取り入れる事によって、より深い学びができるように授業を進めてまいりたいと考えている。



聖徳太子像



貯金ではなく、介護保険料引き下げを

西田いく子 議員

問 介護保険料は、3年間必要額を計算して、保険料が決められる。いつから6年間で介護保険料を算定するようになったのか。1億1800万円もの第7期での余ったお金は、計算を間違っ取りすぎたのか。取りすぎたのなら、住民に返すのが筋。コロナ禍で、くらしが大変な住民に対し、町が今やることは保険料引き下げではなく貯金することなのか。

答 8期から9期への激変緩和対策に準備基金を有効的に活用し、5千万円を取り崩して第8期保険料基準額を6480円、第9期は約7300円と上がり幅を抑えることができると考える。準備基金1億1800万円は取り過ぎたのではなく、施設の入所状況など、第7期の計画値を下回った事や介護予防各種事業の充実などの影響での基金残高。

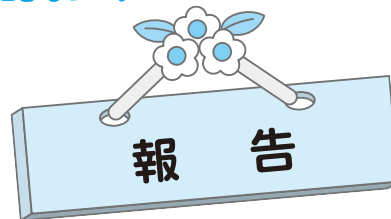
要望 町の65歳以上の方3889人に返せば、約3万円にもなる。法の在り方を変えてでも3年計算を6年計算にするという方向に大きく舵を切った。基金がありながらの介護保険料の値上げは、住民の福祉を減退させる。地方自治法に背くことをしている。受益者負担は当たり前前の冷たい政治ではなく、社会保障を充実し住民福祉の向上第一の優しい政治を求める。

Qバスの運行は住民の声を最優先に

問 コロナ禍の中で、地域公共交通がスタトした。利用者の声、住民の声を反映して、より良い公共交通に利用する人の声が大切。実際にバスを利用している人へ委員の構成の変更が必要では。住民からの声、町が変更を考えている点は。

答 実証運行が始まり、実際に利用されている人の意見が大切であると考えている。公共交通空白・不便地域の方などから、「総じて便利になった」、「ダイヤの遅れや金剛バスとの接続、上ノ太子駅前の混雑の改善を求める声がある。町立総合体育館への運行は、今後の検討課題と認識。より多くの方が利用できる望ましい持続可能な地域公共交通の構築へ引き続き、検討が進められる。

議会のうごき



全員協議会

●陳情・要望書

太子町議会では、議会改革協議会、全員協議会などを通じて、住民のみなさんに「見える化」「開かれた議会」をすすめていきます。

その一つとして、3月3日に開催された議員全員協議会において、陳情・要望の上程について賛否を議論し、採決しました。これまでの幹事長会での取り扱いを止め、議員の態度を明らかにしてまいります。

陳情・要望書に対する結果をお知らせします。

件名	斧田	建石	西田	藤井	辻本(ひ)	辻本(馨)	中村	森田	山田	村井
預託法及び特定商取引法の改正と執行強化を求める意見書採択に関する陳情書	●	●	○	○	●	●	●	●	○	—
特定商取引法及び預託法での契約書面等の電子化の拙速な導入を避け、慎重な検討を求める意見書採択に関する陳情書	●	●	○	○	●	●	●	●	○	—
コロナ対策の強化を求める意見書(案)	●	●	○	○	●	●	●	●	○	—
今夏の東京五輪を中止し、コロナ収束に全力を求める意見書(案)	●	●	○	○	●	●	●	●	●	—
後期高齢者の医療費窓口負担割合の引き上げを行わないことを求める意見書(案)	●	●	○	○	●	●	●	●	○	—
地球温暖化対策の強化を求める意見書(案)	●	●	○	○	●	●	●	●	○	—
介護保険制度の抜本的な改善と新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書(案)	●	●	○	○	●	●	●	●	○	—

各議員の賛否 ○賛成 ●反対 — 議長 ※賛否同数の場合は、議長採決

観光拠点整備特別委員会

●第2回観光拠点整備特別委員会

1月22日、観光・まちづくり協会の移転先、「竹内街道交流館」を視察した後、視察の感想・意見、今後の進め方について、協議しました。協議の中で「住民さんとの共働で進めていきたい」との意見があり、今回は、観光・まちづくり協会の方に委員会にお越しいただき、現状や思いを聞くことになりました。

●第3回観光拠点整備特別委員会

2月10日、観光に関わっていたいただいている方々を参考人に招いて、第3回観光拠点整備特別委員会を開催しました。観光・まちづくり協会 小路会長、角田副会長、松井副会長、太子街人の会加藤会長、4人の方にお願いを聞かせていただきました。

職員の説明を受ける議員



「新しく『協会』が移る場所の建設が凍結されたことは、がっかりした。交流館への移転は『一時的なもの』と言われた。ところが『いつまでだか、わからない』との話になっっている」「拠点の方向付けをしつかり行ってもらえば、希望が持てる。現在は走りながら考えている状況」「拠点整備について、観光について町

の考えを聞きたい」「町の活性化に観光を」「協会の場所が、5年先、10年先では、我々は考えられない」「日本遺産に認定された。恵まれた御陵などの資源がある」等々。溢れる思いを聞かせていただきました。

みなさん「太子町を良くしたい」「そのためには、町の魅力を観光で進しよう」との熱意をお持ちです。

今回、住民の方の思いを聞いたことは、大変ありがたいことだと深く感じています。

議会そのものを知っていただくのは、議会側の発信が弱いこともあって、中々難しいのですけれども、今期の議会は「開かれた議会」へと様々な方策を進めようと、議会改革に取り組んでいます。

住民代表の議会議員のありかたと合わせて、この特別委員会も進めていきたいと思えます。

『緊急事態宣言』新型コロナ封じこめへ 全町挙げて協力を

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方に心からお悔やみを申し上げます。感染された方の一日も早い快復を心からお祈りします。

大阪府では、連日新規感染者数が、過去最多を記録し、医療体制も逼迫しています。

このような状況の中、大阪府は3度目の『緊急事態宣言』を国に要請しました。

命にかかわることであり、一日も早い新型コロナウイルスの収束を願う中での止むを得ない

対応であり、町を挙げての緊急時への対応が求められています。

住民のみなさんの行動が制限されることにより、ご不便をおかけすることになりますが、ご理解、ご協力をお願いします。

暮らし向きでお困りのことなどございましたら、お近くの町議会議員、太子町議会事務局（☎98-5540）までご連絡ください。

次の定例会は、**6月に開催されます。**
ぜひ、傍聴にお越しください。

日程については、ホームページ、広報無線でお知らせします。

本会議の傍聴に来られる人へのお願い

新型コロナウイルス感染症対策として、傍聴に来られる人については、次の事項を遵守の上、参加をお願いします。

- マスクの着用
- 手指消毒
- 検温
- 間隔をあけて着席

※傍聴者が多数予測される場合は、当日、事前に傍聴券を配布する場合があります。